

富山大学 学報



(題字 大井信一 学長)

第302号

目 次

関係法冷..... 2	職員消息..... 9
諸会議..... 2	主要行事..... 9
人事異動..... 3	資料..... 11
学内諸報..... 3	来年度に開催予定の
本学国際交流事業基金による	主要会議及び大会行事予定表..... 11
各種事業の募集について..... 3	給与法の改正について..... 12
人文学部語学文学科校舎の完成について..... 7	" " (週休2日制関係)..... 17
海外渡航者..... 8	

関係法令

法律

- 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（92） 12・13
- 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（100） 12・24
- 教育職員免許法等の一部を改正する法律（106） 12・28

府 令

- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令（総理58） 12・26

省 令

- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部39） 12・1

規 則

- 人事院規則 9 - 2（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院 9 - 2 - 8） 12・1
- 同 規則 9 - 8（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同 9 - 8 - 9） 12・1
- 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第92号）の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則（同 1 - 15） 12・15
- 同 規則 9 - 40（期末手当及び勤勉手

- 当）の一部を改正する人事院規則（同 9 - 40 - 6） 12・15
- 同 規則15-1（職員の勤務時間等の基準）の一部を改正する人事院規則（同15-1-1） 12・15
- 同 規則15-12（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同15-12-3） 12・15
- 同 規則 1 - 4（現行の法律，命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（同 1 - 4 - 7） 12・24
- 同 規則 9 - 6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同 9 - 6 - 12） 12・24
- 同 規則 9 - 34（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同9-34-4） 12・24
- 同 規則 9 - 57（教職調整額の支給方法等）の一部を改正する人事院規則（同 9 - 57 - 4） 12・24
- 同 規則 9 - 68（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する人事院規則（同 9 - 68 - 3） 12・24
- 最高号俸等を受ける職員の俸給の切り替え（同 9 - 87） 12・24

官庁報告

- 人事院規則 9 - 87（最高号俸等を受ける職員の俸給の切り替え）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し，決定した件（人事院公示12） 12・24

諸 会 議

昭和63年度第18回補導協議会（12月2日）
（審議事項） ↗

- (1) 秋の大学祭について
- (2) 昭和63年度在来生合宿研修について ✓

(3) 昭和64年度入学生行事日程について

(4) その他

昭和63年度第4回附属図書館商議会 (12月9日)

(審議事項)

(1) 図書購入費の追加経費について

(2) 図書館の電算化委員について

昭和63年度第7回事務協議会 (12月12日)

(議 題)

(1) 当面する諸問題について

昭和63年度第9回部局長懇談会 (12月16日)

(議 題)

(1) 当面する諸問題について

昭和63年度第3回国際交流委員会 (12月16日)

(議 題)

(1) 昭和64年度富山大学国際交流事業基金募集要項
(案)について

昭和63年度第11回評議会 (12月16日)

(審議事項)

(1) 昭和64年度富山大学入学者選抜試験推薦入学及び社会人特別選抜合格者の判定について

(2) 昭和64年度共通第1次学力試験富山大学試験場試験実施要項について

(3) 富山大学国際交流事業計画について (継続)

昭和63年度第2回国際交流委員会学術交流部会 (12月16日)

(審議事項)

(1) 昭和64年度富山大学国際交流事業基金募集要項
(案)について

(2) その他

庶務係長会議 (12月19日)

(議 題)

(1) 当面する諸問題について

昭和63年度第19回補導協議会 (12月19日)

(審議事項)

(1) 当面する諸問題について

(2) その他

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
昇 任	64. 1. 1	藤 本 幸 夫	助教授 (人文学部)	教 授 (人文学部)	文 部 大 臣
	"	神 川 康 子	講 師 (教育学部)	助教授 (教育学部)	富山大学長
	"	後 藤 敏 伸	講 師 (教育学部)	助教授 (教育学部)	"
	"	諸 岡 晴 美	講 師 (教育学部)	助教授 (教育学部)	"

学 内 諸 報

本学国際交流事業基金による各種事業の募集について

このたび、昭和64年度本学国際交流事業基金で実施する各種事業の募集を次のとおり行っております。本事業に応募を希望する場合は、所属部局等の担当係に申し出て、所要の手続きを行うようお知らせします。

第1種海外派遣事業(A)

1. 趣 旨

富山大学 (以下「本学」という。)における研究・教育の国際交流推進の一環として、本学の教官をそ

の専攻する学問分野等について調査研究のために、交流協定を締結した遼寧大学に派遣する。

2. 派遣対象者及び予定者数

本学教官の職にある者 1名

3. 派遣期間

3ヶ月以内とする。

4. 出発の時期

昭和64年4月1日から昭和65年3月31日までの間に
出発可能な者とする。

5. 支給経費

(1) 国内旅費

本学から国際空港までの間の往復旅費（鉄道賃、
日当及び宿泊料）を支給する。

(2) 航空賃

国際空港を起点とした往復航空賃（エコノミー
クラス以下のできるだけ低廉となる運賃を利用す
るものとする。）を支給する。

6. 申請手続

派遣を希望する者は、次に掲げる書類を所属部局
長に提出する。

(1) 申請書（様式1）

(2) 申請者調書（様式2-1～2）

7. 提出期限

昭和64年2月28日(火)までとする。

8. 選考

選考は、富山大学国際交流委員会が行い、その結
果は所属部局長を通じ申請者に通知する。

9. 報告書の提出

派遣者は、帰国後速やかに派遣報告書（様式3）
を学長に提出すること。

10. その他

(1) 滞在費は、遼寧大学が負担するため支給しない。

(2) 支度料は、支給しない。

第1種海外派遣事業(B)

1. 趣旨

富山大学（以下「本学」という。）における研究・
教育の国際交流推進の一環として、本学の教官等を
その専攻する学問分野等について調査研究のために
海外に派遣するとともに、本学の教官、事務職員等
を国際交流業務について理解を深め又は同業務の遂
行を円滑に行うため締結した大学若しくは締結しよ
うとする海外の大学に派遣する。

2. 派遣対象者及び予定者数

本学の教職員 3名

3. 派遣期間

原則として、2週間以内とする。

4. 出発の時期

昭和64年4月1日から昭和65年3月31日までの間
に出発可能な者とする。

5. 支給経費

支給額は、40万円を限度とし、次に掲げる旅費を
支給する。

(1) 国内旅費

本学から国際空港までの間の往復旅費（鉄道賃、
日当及び宿泊料）を支給する。

(2) 航空賃

国際空港を起点とした往復航空賃（エコノミー
クラス以下のできるだけ低廉となる運賃を利用す
るものとする。）を支給する。

(3) 滞在費

文部省在外研究員規程で定める日当、宿泊料を
支給する。ただし、支給額が限度額を超える場合
は、日当、宿泊料を減額調整することができる。

6. 申請手続

派遣を希望する者は、申請書（様式4-1～2）
を所属部局長に提出する。

7. 提出期限

昭和64年2月28日(火)までとする。

8. 選考

選考は、富山大学国際交流委員会が行い、その結
果は所属部局長を通じ申請者に通知する。

9. 報告書の提出

派遣者は、帰国後速やかに派遣報告書（様式5）
を学長に提出すること。

10. その他

(1) 支度料は、支給しない。

(2) 所属部局長は、申請者が複数の場合は推薦順位
を付すること。

第2種外国人研究者の招へい事業(A)

1. 趣旨

富山大学（以下「本学」という。）における研究・
教育の国際交流推進の一環として、交流協定を締結
した遼寧大学の研究者をその専攻する学問分野等
について調査研究のために、本学に招へいする。

2. 招へい対象者及び予定者数
遼寧大学の研究者 1名
以上在住し、現にその国の学界で活躍している者
3. 招へい期間
3ヶ月以内とする。
(2) 予定者数 若干名
4. 招へいの時期
昭和64年7月1日から昭和65年3月31日までの間に来学が可能な者とする。
3. 招へい期間
5日間以内とする。
5. 支給経費
(1) 国内旅費
本邦の出入港を起点とした本学までの間の往復旅費(鉄道賃、日当及び宿泊料)を支給する。
4. 招へい時期
昭和64年4月1日から昭和65年3月31日までの間に来学が可能な者とする。
- (2) 滞在費
滞在費は、1日5,000円を本学到着の日から本学出発日の前日までの日数に応じて支給する。
5. 支給経費
(1) 旅費
日本国内の滞在地から本学までの間の往復旅費(鉄道賃、車賃、船賃、航空賃)を支給する。
- (3) 国内視察旅行等の旅費
支給総額は5万円を限度として、本学から目的地までの往復運賃(鉄道賃、車賃、船賃等)を支給する。
(2) 滞在費
滞在費は、1日16,900円(日当4,200円、宿泊料12,700円)を本学滞在地数に応じて支給する。
6. 申請手続
招へいを希望する者は、次に掲げる書類を所属部局長に提出する。
6. 申請手続
外国人研究者の招へいを希望する者は、次に掲げる書類を所属部局長に提出する。
- (1) 招へい申請書(様式6-1~2)
(1) 招へい申請書(様式8-1~2)
(2) 招へい候補者調書(様式7-1~2)
(2) 招へい候補者調書(様式9-1~2)
7. 提出期限
昭和64年2月28日(火)までとする。
7. 募集及び提出期限
募集は、前期及び後期の2期に区分して行うものとする。申請書等の提出期限は、前期にあっては昭和64年2月28日(火)までとし、後期にあっては昭和64年6月30日(金)までとする。
8. その他
遼寧大学から本邦までの往復旅費は、遼寧大学が負担するため支給しない。
8. 選考
選考は、富山大学国際交流委員会が行い、その結果は所属部局長を通じ申請者に通知する。

第2種外国人研究者の招へい事業(B)

1. 趣旨
富山大学(以下「本学」という。)における研究・教育の国際交流推進の一環として、日本滞在中の著名な外国人研究者(外国におおむね10年以上在住し、現にその国の学界で活躍している日本人研究者を含む。以下同じ。)を招へいし、本学の研究者との討議、意見交換、研究指導、講演等を通じて、本学の研究・教育の発展に寄与することを目的とする。
2. 招へい対象者及び予定者数
(1) 招へい対象者
イ、我が国との間に国交関係のある国の国籍を有する者
ロ、日本国籍を有する者で、外国におおむね10年
9. 報告書の提出
外国人研究者を招へいした者は、招へい期間満了後、速やかに招へい報告書(様式10)を学長に提出すること。
10. その他
(1) 他の機関から旅費又は滞在費等を支給されている場合は、滞在地からの往復運賃のみを支給し、給与を受けている場合は、5.(1)に準じて旅費を支給する。
(2) 同伴者の経費は負担しない。
(3) 外国人研究者が来学可能であることを確認できる文書を既に得ている場合は、申請書類に添付すること。
(4) 外国人研究者の講演等に対する謝金を必要とする場合は、招へい経費に含めて申請すること。

第3種外国留学への奨学事業

1. 趣 旨

富山大学（以下「本学」という。）における教育の国際交流推進の一環として、外国への留学を希望する本学の学生に対し、奨学のための学資金を給与することを目的とする。

2. 応募資格

- (1) 富山大学に在籍する学生（研究生、聴講生等を除く。）で、昭和64年度中に私費で外国への留学を決定（予定も含む。）している者とする。
- (2) 学業成績が優秀であること。

3. 支給学資金額

学資金として10万円を限度として支給する。

4. 支給方法

学資金は、原則として渡航時に一括支給する。

5. 募集人員

若干名

6. 申請手続

学資金を希望する者は、次に掲げる書類を所属部局長を通じ学長に提出する。

- (1) 申請書（様式11-1～2）
- (2) 受入れ大学等からの受入れを承認する文書
- (3) 指導教官等の推薦状（様式12）
- (4) 前年度の学業成績証明書

7. 提出期限

外国の大学等へ留学しようとする3ヶ月前までとする。

8. 選 考

選考は、富山大学国際交流委員会が行い、その結果は所属部局長に通知する。

9. 報告書の提出

奨学生は、帰国後速やかに派遣留学生に関する報告書（様式13）を学長に提出するものとする。

第3種外国人留外生への奨学事業

1. 趣 旨

富山大学（以下「本学」という。）における教育の国際交流推進の一環として、外国人留学生に対し、奨学のために学資金を給付することを目的とする。

2. 応募資格

本学に在籍する外国人留学生で、次に掲げる要件

を備えた者とする。

- (1) 経済的な理由により、学費の支弁が困難であること
- (2) 学業成績が優秀であること。

3. 支給学資金額

学資金として月額1万円を支給する。

4. 支給方法

- (1) 学資金の支給日は、毎月20日とし、当日が日曜日等により支給できない場合は、翌日以降の支給できる日とする。
- (2) 支給期間内において、支給日以前に本学を離れ帰国の途に着く等により本学に戻らない場合は、当該月及び翌月以降は支給しない。

5. 支給期間

昭和64年4月1日から昭和65年3月31日までの1年間とする。ただし、勉学状況等で学資金を支給するにふさわしくないと判断されたときは、奨学期間中であっても、学資金の支給を停止することがある。

6. 募集人員

10名以内とする。

7. 申請手続

学資金を希望する者は、次に掲げる書類を所属部局長を通じ学長に提出する。

- (1) 申請書（様式14-1～2）
- (2) 指導教官等の推薦状（様式15）

8. 提出期限

昭和64年5月10日(水)までとする。

9. 選 考

選考は、富山大学国際交流委員会が行い、その結果は所属部局長に通知する。

第3種外国人留学生への宿舎費補助事業

1. 趣 旨

富山大学（以下「本学」という。）における教育の国際交流推進の一環として、外国人留学生が本学の寄宿舎等の国設宿舎に入居できず民間の宿舎（借間、下宿、アパート、マンションをいう。以下同じ。）に入居した場合に、入居時における宿舎費の負担を軽減するため、その経費の一部を補助することを目的とする。

2. 応募資格

本学に在籍する外国人留学生で、民間の宿舎に入居した者とする。

- 3. 支給金額
宿舎費補助として、入居時に3万円を支給する。
- 4. 申請手続
宿舎費補助を希望する者は、昭和64年5月10日(水)までに外国人留学生宿舎費補助申請書(様式16)を

所属部局長を通じ学長に提出する。

5. 選 考

選考は、富山大学国際交流委員会が行い、その結果は所属部局長に通知する。

人文学部語学文学科校舎の完成について

人文学部校舎の新営第I期工事が昭和63年4月附属図書館横に着工され、同年11月に竣工した。

この新校舎の面積は、延べ2,137㎡の鉄筋コンクリート4階建てで、語学文学科の研究室、演習室、講義室等が設けられている。

なお、正面玄関には、77㎡のホールがあり、ここには人文学部の理念である「思索」をテーマにした、本

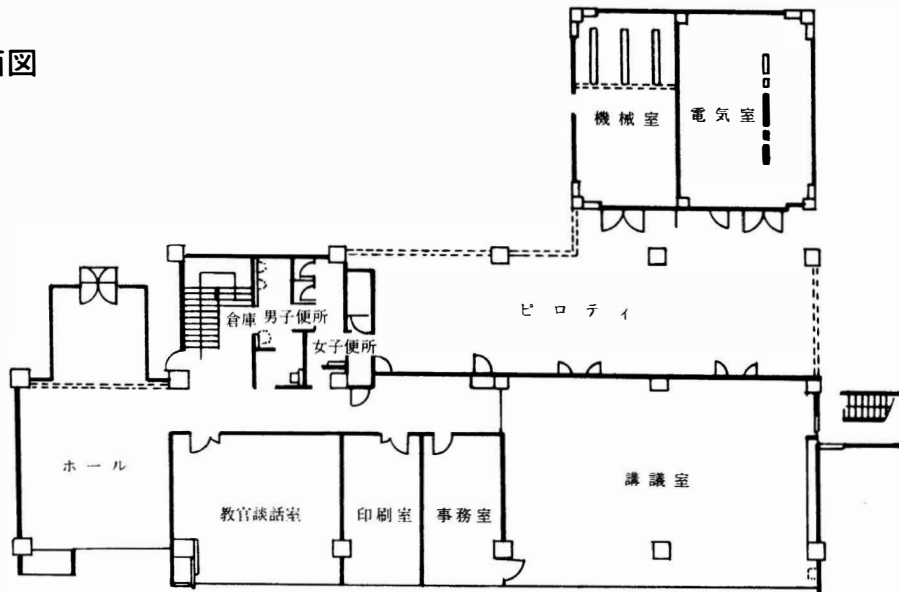
(注) 移転した語学文学科関係教官の構内電話番号は、従来と同じのほか、事務室2163、教官談話室2162、講師控室2164である。

学教育学部丹羽助教授による壁面を飾ることにしており、目下制作中である。また、建物全体には、明るさとゆとりを迫及した現代の校舎感覚が随所に生かされている。

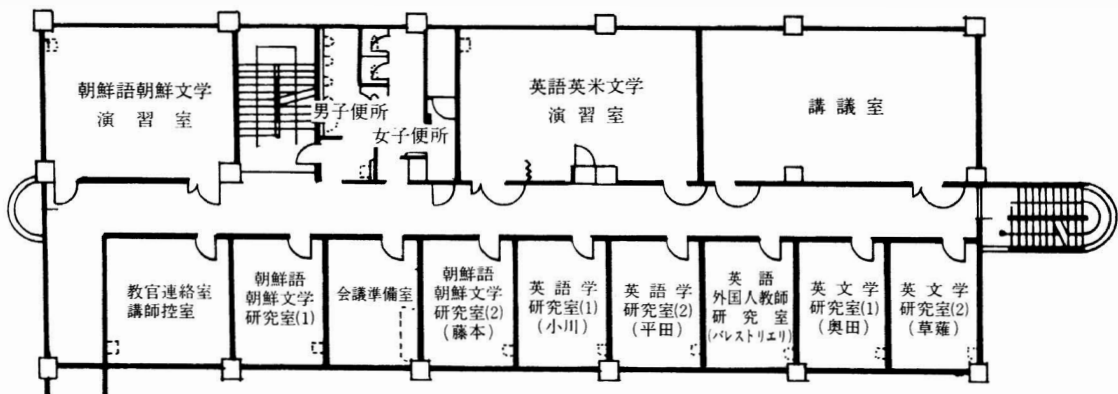
校舎の竣工に伴い、12月21日から27日までの間に語学文学科の移転を計画どおり無事終了し、1月11日から新校舎で授業及び研究を行う予定である。

語学文学科校舎平面図

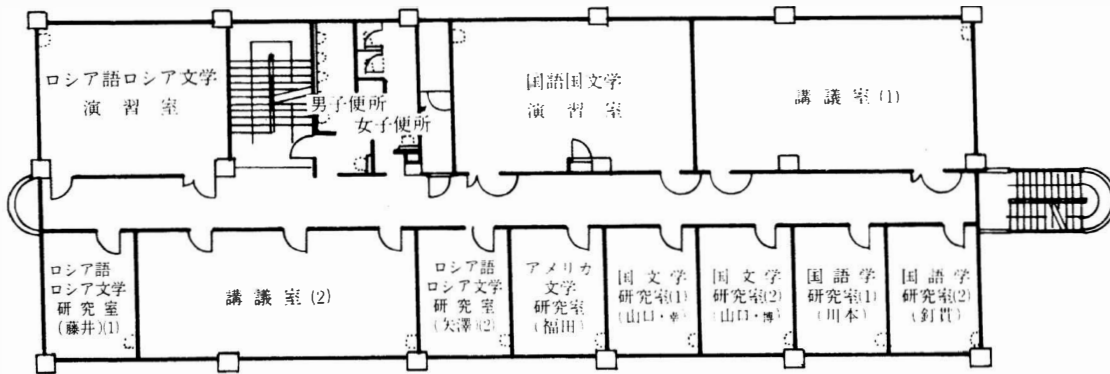
1階平面図



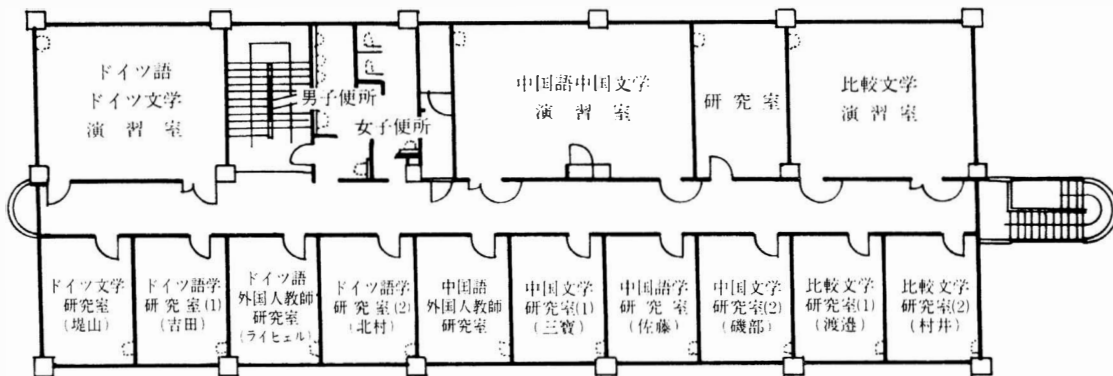
2階平面図



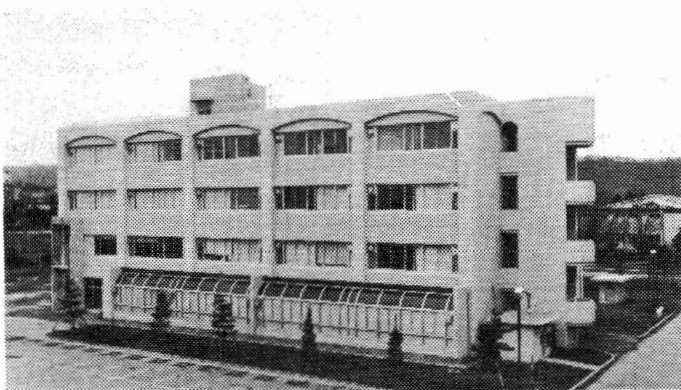
3階平面図



4階平面図



新校舎全景



移転作業風景



海外渡航者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
海外研修旅行	教育学部	教授	山地 啓司	アメリカ合衆国	マラソンランナーの栄養と時差に関する調査・研究	63. 12. 9 } 63. 12. 14
	"	助手	丸山 茂徳	アメリカ合衆国	アメリカ地球物理連合秋季大会及びASLO集会に出席	63. 12. 3 } 63. 12. 11

職 員 消 息

《住所変更》

教育学部

文部事務官 山 田 豊
(学務係)

理学部

教 授 堀 越 叡
(地殻進化学)

附属養護学校

教 諭 高 畑 庄 蔵
(高等部)

助 手 小 松 美英子
(形態学)

主 要 行 事

本 部

- 12月1日 第15回北陸地区国立学校施設担当者連絡協議会(於:金沢大学)
- 2日 第18回補導協議会
- 3~4日 第38回北陸三県大学学生交歓芸術祭(写真部門)
- 4日 経済学部特別選抜入試
- 7日 人文・理・工学部特別選抜入試
- 8日 第4回会計係長会議
- 9日 第10回入学試験管理委員会・第9回入学者選抜方法研究委員会合同委員会
第1回共通第1次学力試験実施委員会
- 12日 第7回事務協議会
- 13~14日 昭和63年度厚生補導研究会(於:小川温泉)
- 15日 営繕関係要求説明会
- 16日 第11回評議会
国際交流委員会第2回学術交流部会
第3回国際交流委員会
第9回部長懇談会
- 17日 特別選抜合格発表(10:00~)

- 19日 庶務係長会議
第19回補導協議会
- 20日 第6回入学者選抜方法研究委員会専門委員会
- 21日 昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施担当者会議(於:東京イイノホール)
- 21~25日 公開講座「健康・スポーツ教室(硬式テニス)」
- 23日 昭和64年公開講座第1回委員会
一般設備費等要求説明会
学務関係担当者打合せ会
- 27日 改正給与与法学内説明会
- 28日 仕事納め

人 文 学 部

- 12月2日 学部入学者選抜方法検討委員会
- 6日 係長会議
- 7日 社会人特別選抜検査
学部将来計画委員会

語学文学科移転作業説明会	7日	推薦入学及び社会人特別選抜選考委員会
12日 学部将来計画委員会（持回り）	8日	各種委員選考委員会
13日 語学文学科移転作業打合せ会	14日	学部教務委員会
14日 学部教務委員会		学部入学方法検討委員会
教授会		人事教授会
人事教授会		教授会
授業終了	17日	推薦入学及び社会人特別選抜合格者発表
15日 学部拡大教務委員会	21日	財務委員会
17日 社会人特別選抜検査合格者発表		人事教授会
20日 語学文学科新校舎使用方法説明会		教授会
21～27日 語学文学科移転作業	24日	授業終了

教育学部

12月3日	情報教育課程専門委員会
6日	学部カリキュラム委員会
7日	学部予算委員会
	附属養護学校入学者選考
8日	情報教育課程運営委員会
	附属養護学校新入学児童・生徒合格発表
8～9日	附属幼稚園入園者第一次選考（発育検査）
12日	附属幼稚園入園者第二次選考（抽選）
13日	教育実習委員会
	学部入学者選抜方法検討委員会
14日	学部教務委員会
	教授会
	人事教授会
17日	情報教育課程専門委員会
19日	附属幼稚園第二学期終業式
20日	教育学部附属教育実践研究指導センター運営委員会
21日	人事教授会
22日	冬季休業（1月8日まで）
	附属中学校，附属養護学校第二学期終業式
23日	附属小学校第二学期終業式
26～27日	富山大学教育学部公開講座 （於 附属教育実践研究指導センター）

経済学部

12月1日	消火訓練
4日	推薦入学及び社会人特別選抜

理学部

12月5日	学部入試改善委員会
6日	係長会議
7日	社会人特別選抜検査
8日	学部教務委員会
14日	教授会
	人事教授会
17日	社会人特別選抜検査合格者発表
22日	授業終了
26日	機種選定委員会

工学部

12月5日	事故対策委員会
7日	工学部推薦入学第2次選考
13日	学部改革検討委員会
14日	教授会
	工学研究科委員会
	専任教授会
16日	学部補導委員会
17日	工学部推薦入学合格者発表
19日	係長連絡会

教養部

12月7日	将来計画委員会
14日	教務委員会
	教養部長任期検討委員会

- 19日 機種選定委員会
- 21日 教授会
- 24日 冬季休業（1月10日まで）
- 26日 将来計画委員会
機種選定委員会

保健管理センター

- 12月1日 臨時健康診断（体育会スキー実習参加者）
- 6日 " " "
- 8日 " "（教育学部 "）
- 13日 " "（体育会 "）

附属図書館

- 12月2日 図書館増築に伴う検討小委員会
- 6日 係長事務打合せ会
- 9日 第4回商議会
- 12日 係長事務打合せ会
- 14日 図書館事務電算化ワーキング・グループ打
合せ会
- 16日 " "
- 19日 係長事務打合せ会

トリチウム科学センター

- 12月2日 R・I教育訓練講演会
- 5日 R・I健康診断

地域共同研究センター

- 12月6日 名古屋大学工学部関係者視察
- 23日 第2回経営者・研究者交流会実行委員会
（於：富山技術開発財団）

資 料

来年度に開催予定の主要会議及び大会行事予定表

期 月	間 日	会 議 の 名 称	主 催 者 名 (担 当 課)	会 場	参加範囲	参 加 予 定 人 数		
						県 内	県 外	計
10	7～9	日本考古学協会昭和64年度大会	日本考古学協会 富山大学実行委員会	富山大学	全 国	100	300	400
10	25～27	日本トライボロジー学会第34期全国大会	日本潤滑学会	"	"	500	500	1,000
未 定	未 定	日本音響学会研究発表会	日本音響学会	"	"	100	900	1,000
"	"	応用物理学会北陸支部合同講演会	応用物理学会北陸支部	"	"	50 ～ 100	50 ～ 100	100 ～ 200
"	"	克雪・利雪技術研究会地方講演会	克雪・利雪技術研究会	未 定	北陸地区	75	25	100
12	"	北陸地区国立学校施設担当者連絡協議会	富山大学施設課	富山大学	北 陸 10 国立学校	13	17	30
3	"	北陸5大学施設担当者協議会	"	"	北 陸 5 大 学	8	7	15

給与法の改正について

「一般職の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案」は昭和63年12月21日に第113回（臨時）国会で成立し、同月24日に昭和63年法律第100号として公布、施行された。

本学職員に関する給与等改正の内容は次のとおり。

1. 俸給表の改定

俸給表が別記のとおり昭和63年4月1日にさかのぼって増額改定された。

2. 諸手当に関する改正

諸手当の改正要点は次のとおり。

給与種目	改正要点	根拠法令等 (適用年月日)
初任給調整手当	医系教官（医師免許所有者（医（適用者を除く。））） 支給額 初年度 43,500円→44,500円 （6年間据置） 支給期間 35年（改正なし）	（63.4.1） 法10条の3， 1項 規則9-34， 別表
扶養手当	1 手当額の引上げ 配偶者 15,000円→16,000円 配偶者以外の扶養親族（2人まで） 4,500円（改正なし） 配偶者のいない職員の扶養親族（1人のみ） 10,000円→10,500円 上記以外の扶養親族 1,000円（改正なし） 2 所得限度額 年額 90万円（改正なし）	（63.4.1） 法11条3項
	3 子孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。	（64.4.1）
住居手当	1 借家、借間に係る手当額の引上げ 最高支給限度額 18,000円→21,000円 （最高支給限度額に対する家賃額 37,500円→43,500円） 基礎控除額 11,000円（改正なし） 全額支給限度額 9,500円（改正なし） （全額支給限度額に対する家賃額 20,500円（改正なし）） 1/2加算限度額 8,500円→11,500円 2 自宅居住者 1,000円（新築等の場合、当該日から5年 2,500円）（改正なし）	（63.4.1） 法11条の7， 1項，2項
俸給の調整額	定額表の改正 ただし書の号俸に係る額の引上げ及びただし書の一部削除	（63.4.1） 規則9-6， 別表第2
教職調整額等	教職調整額が支給されない職員（教頭）の加算額の引上げ 教（二）3級の者、 教（三）3級の者 5,800円→5,900円 ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれの額を5,900円に加算する。 1 教（二）3級17号俸の者……… 900円 （直前に教（二）2級33号俸を受けている場合に 限る） 2 教（三）3級22号俸の者……… 1,800円 （直前に教（三）2級38号俸を受けている場合に 限る）	（63.4.1） 規則9-57， 3条

別記

行政職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	99,100	121,100	141,000	171,700	187,600	205,400	222,900	241,800	271,500	305,900	349,100
2	102,200	126,800	148,000	179,600	195,800	214,100	231,700	251,000	282,800	318,000	363,700
3	105,500	133,500	155,200	187,500	204,200	222,800	240,600	260,300	294,100	330,100	378,300
4	108,800	140,900	162,400	195,600	212,500	231,500	249,500	269,700	305,400	342,200	393,000
5	112,500	147,500	169,800	203,900	220,900	240,200	258,600	279,400	316,900	354,400	407,600
6	116,700	152,900	177,200	212,100	229,100	248,900	267,700	289,000	328,400	366,600	422,200
7	121,100	158,300	184,300	220,200	237,200	257,600	276,800	298,600	339,900	378,800	436,800
8	125,200	163,400	191,300	228,100	245,100	266,500	286,000	308,200	351,400	391,100	451,300
9	128,900	168,100	197,300	235,700	253,000	275,400	295,200	317,800	362,700	403,200	465,500
10	132,200	172,400	203,100	243,100	260,900	284,500	304,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	135,100	176,600	208,800	250,600	268,700	293,600	313,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	138,100	180,700	214,300	258,200	276,300	302,600	322,400	346,300	394,900	433,900	497,200
13	140,500	184,800	219,800	265,200	283,400	311,500	330,800	355,200	404,000	441,700	503,900
14	142,900	187,900	224,800	272,200	290,500	319,900	338,200	364,000	411,100	448,900	510,200
15	145,300	190,800	229,600	278,300	296,300	327,700	345,000	371,200	418,000	453,500	515,000
16	146,900	193,800	234,300	284,300	301,700	334,000	350,900	377,900	422,700	458,000	520,000
17	149,700	197,700	239,700	290,700	307,700	340,900	357,100	384,400	427,400	463,000	525,000
18	152,500	201,500	245,000	297,000	313,700	347,100	363,700	391,200	432,100	468,000	530,000
19	155,300	205,300	250,300	303,300	319,700	353,300	370,100	398,100	436,800	473,000	535,000
20	158,100	209,100	255,600	309,600	325,700	359,700	377,100	405,100	441,600	478,000	540,000
21	161,000	213,000	261,000	316,000	332,300	366,300	384,100	412,100	446,600	483,000	545,000
22	164,000	217,000	266,400	322,400	338,900	373,100	391,100	419,100	451,600	488,000	550,000
23	167,000	221,000	271,800	328,800	345,500	380,100	398,100	426,100	456,600	493,000	555,000
24	170,000	225,000	277,200	335,200	352,100	387,100	405,100	433,100	461,600	498,000	560,000
25	173,000	229,000	282,600	341,600	358,700	394,100	412,100	440,100	466,600	503,000	565,000
26	176,000	233,000	288,000	348,000	365,300	401,100	419,100	447,100	471,600	508,000	570,000
27	179,000	237,000	293,400	354,400	371,900	408,100	426,100	454,100	476,600	513,000	575,000
28	182,000	241,000	298,800	360,800	378,500	415,100	433,100	461,100	481,600	518,000	580,000
29	185,000	245,000	304,200	367,200	385,100	422,100	440,100	468,100	486,600	523,000	585,000

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2	91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3	94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4	97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5	99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6	102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7	106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8	109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9	113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10	118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11	123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12	128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13	134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14	139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15	144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16	148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17	152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18	157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19	160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20	163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21	166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22	169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23	172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24	175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25	177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26	179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27	181,600	226,000	256,700	273,800		
28	183,700	228,200	258,900	276,000		
29	185,700	230,200	261,100			
30	187,600	232,100	263,300			
31	189,400		265,300			
32	191,200					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の序務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(-)

職 の 種 別	教育職俸給表(-)				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	116,600	143,200	195,900	228,200	292,500
2	121,700	151,800	204,700	238,300	303,400
3	127,100	160,300	213,700	248,500	314,500
4	133,900	169,100	222,900	258,700	325,600
5	140,800	178,000	232,200	269,000	336,700
6	148,100	187,000	241,600	279,300	348,000
7	155,500	195,800	251,100	289,600	359,300
8	163,300	204,600	260,500	299,700	370,600
9	171,600	213,500	269,900	309,900	381,800
10	179,900	222,300	279,300	319,900	393,000
11	188,200	231,000	288,300	329,400	404,200
12	196,100	239,500	297,200	338,100	415,400
13	203,400	247,900	306,000	346,600	426,600
14	210,500	255,200	314,800	355,000	437,900
15	217,000	262,500	323,400	363,100	449,200
16	223,500	269,000	331,600	371,200	460,200
17	229,600	275,300	339,700	379,000	469,900
18	235,600	281,600	347,500	386,900	479,600
19	241,500	287,700	355,300	394,400	489,100
20	247,100	293,800	363,100	401,300	498,000
21	252,600	299,800	370,500	408,200	506,100
22	258,000	305,700	377,900	414,900	512,300
23	263,100	311,300	384,500	420,900	517,500
24	268,100	316,900	390,600	426,900	522,300
25	272,000	322,500	394,900	432,200	
26	275,900	327,100	398,400	436,000	
27	279,600	330,900	401,900	439,800	
28	283,100	334,300	405,400	443,300	
29	285,700	337,600	408,600		
30	288,300	340,900			
31	290,900	344,100			
32	293,400	347,300			
33	295,900	350,400			
34	298,300	353,400			
35	300,700				

指定職俸給表

号	俸 俸	俸給月額 円
1		479,000
2		529,000
3		589,000
4		652,000
5		702,000
6		755,000
7		820,000
8		885,000
9		948,000
10		1,009,000
11		1,069,000
12		1,091,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は診療所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに応用する。

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに応用する。

教育職俸給表(二)

職 の 号 体	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
1	108,100	134,600	250,500	339,700
2	111,300	142,200	259,700	349,300
3	116,500	149,800	268,800	359,000
4	121,200	157,300	277,900	368,700
5	126,600	164,800	286,900	378,300
6	132,800	172,500	296,000	388,000
7	139,500	180,100	305,100	397,600
8	146,500	187,800	314,200	407,100
9	153,700	195,300	323,400	416,600
10	161,100	202,900	332,600	426,100
11	168,300	210,900	341,700	435,300
12	175,500	219,700	350,900	443,900
13	182,700	228,700	359,700	451,700
14	189,900	237,600	368,400	459,400
15	197,000	246,500	377,000	464,000
16	204,100	255,300	385,500	
17	211,100	264,100	394,000	
18	218,100	272,800	402,500	
19	225,000	281,500	411,000	
20	231,200	290,200	418,600	
21	237,300	298,800	425,900	
22	243,000	307,300	433,100	
23	248,700	315,900	440,100	
24	254,200	324,600	444,300	
25	259,600	332,500		
26	264,800	340,100		
27	269,900	347,600		
28	274,900	355,200		
29	279,500	362,600		
30	283,000	369,100		
31	286,500	375,300		
32	289,900	380,600		
33	293,000	385,300		
34	295,500	389,900		
35	297,900	394,500		
36	300,200	397,500		
37	302,600			
38	304,900			
39	307,100			
40	309,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(三)

職 の 号 体	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
1	108,100	116,500	213,800	336,000
2	111,300	122,300	223,000	344,600
3	116,500	128,300	232,200	353,300
4	121,200	134,600	241,400	361,800
5	126,600	142,300	250,500	370,400
6	132,800	149,800	259,700	378,900
7	139,500	157,300	268,800	387,500
8	146,500	164,800	277,900	395,800
9	153,700	172,500	286,900	403,300
10	161,100	180,100	295,900	410,800
11	167,800	187,800	304,800	417,500
12	174,700	195,300	313,000	424,300
13	181,300	202,900	321,200	429,800
14	187,900	210,900	329,300	435,100
15	194,200	219,700	337,400	439,200
16	200,400	228,700	345,300	
17	206,500	237,600	353,100	
18	212,400	246,500	361,000	
19	218,200	255,300	368,800	
20	223,700	264,100	376,400	
21	228,900	272,800	383,500	
22	233,900	281,400	390,000	
23	238,600	290,000	395,900	
24	243,000	298,500	400,900	
25	246,600	306,300	405,000	
26	250,100	313,900	408,300	
27	253,200	321,400	411,600	
28	255,900	328,600	414,600	
29	258,500	335,400		
30	260,800	341,900		
31	263,100	348,200		
32	265,400	354,300		
33	267,500	359,900		
34		365,400		
35		370,200		
36		374,400		
37		378,400		
38		382,400		
39		385,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表(一)

職 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	102,300	125,200	158,700	181,300	214,100	251,000	281,400	341,700
2	105,700	130,700	166,100	189,100	223,000	260,300	292,900	354,000
3	109,400	137,500	173,600	197,000	232,000	269,700	304,400	366,600
4	114,000	144,200	181,200	205,000	241,000	279,400	316,100	379,300
5	118,600	151,000	188,900	213,100	250,000	289,000	327,700	392,000
6	123,700	157,800	196,700	221,200	259,100	298,600	339,300	404,700
7	129,200	164,600	204,600	229,500	268,100	308,200	350,900	417,300
8	135,700	171,300	212,500	237,700	277,000	317,800	362,400	429,900
9	142,300	178,300	220,500	245,700	286,000	327,300	373,800	442,300
10	148,200	185,100	228,500	253,700	295,100	336,800	384,400	454,600
11	153,500	191,800	236,200	261,600	304,000	346,300	394,900	462,000
12	158,700	197,700	243,700	269,300	312,700	355,200	404,000	468,600
13	163,700	203,600	251,000	277,000	320,900	364,000	411,100	474,800
14	168,200	209,400	258,400	284,300	328,700	371,200	418,000	480,700
15	172,600	215,000	265,500	291,600	335,100	377,900	424,800	486,200
16	176,800	220,400	272,500	297,500	341,400	382,400	429,400	490,700
17	180,900	225,500	279,000	303,000	346,900	386,600	433,700	
18	185,000	230,300	285,300	308,400	351,900	390,700		
19	188,100	235,000	290,000	312,400	356,000	394,800		
20	191,000	239,400	294,100	316,300	360,000	398,600		
21	193,800	242,800	297,900	319,800	363,900			
22	196,000	245,500	300,900	323,300	367,800			
23	198,000	248,000	303,600	326,400	371,400			
24		250,300	306,300	329,300				
25		252,700	308,900	332,100				
26		254,900	311,500					
27		314,000						
28		316,400						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で定規に適用する。

医療職俸給表(二)

職 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	107,200	123,200	164,800	185,100	214,600	246,000
2	111,100	129,000	171,100	192,100	222,400	254,600
3	115,200	134,600	178,100	199,100	230,200	263,400
4	119,200	140,700	185,000	206,100	237,900	272,500
5	123,200	146,700	191,900	213,100	245,600	281,800
6	129,000	152,600	198,700	220,200	253,100	291,100
7	134,500	158,600	205,600	227,300	260,600	300,300
8	140,500	164,600	212,300	234,400	268,000	309,600
9	146,500	170,400	219,200	241,500	275,300	318,900
10	152,200	176,400	225,900	248,500	282,500	328,200
11	158,000	182,300	232,700	255,400	289,700	337,500
12	163,700	188,100	239,400	262,300	297,000	346,600
13	169,100	193,800	246,100	269,100	304,300	355,700
14	174,500	199,400	252,900	275,900	311,500	364,400
15	179,800	204,900	259,600	282,600	318,900	373,000
16	185,100	210,400	266,200	289,100	326,100	380,900
17	190,100	215,800	272,600	295,600	333,100	388,700
18	195,100	221,000	278,900	302,000	339,200	395,900
19	200,000	226,200	285,100	308,500	344,000	402,300
20	204,900	231,500	291,200	314,000	348,500	406,600
21	209,600	236,700	297,300	319,200	352,900	410,600
22	214,100	241,700	303,000	324,200	356,500	414,300
23	218,500	246,900	307,900	328,000	360,000	
24	222,400	252,000	312,400	331,700	362,700	
25	226,000	257,100	316,800	335,000		
26	229,400	262,100	320,100	338,000		
27	232,700	266,600	323,400	340,900		
28	235,800	270,700	326,100	343,500		
29	238,300	274,800	328,800			
30	240,800	277,400	331,500			
31	243,200	280,000	334,000			
32	245,500	282,500				
33	247,700	285,000				
34	249,900	287,400				
35		289,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定められるものに適用する。

給与法の改正について (週休2日制関係)

「一般職の給与等に関する法律の一部を改正する法律」が昭和63年12月13日に昭和63年法律第92号として公布され、昭和64年1月1日から施行されることになりました。

この法律の施行に伴い、週休2日制及び勤務時間制度が次のとおり改正になりました。

1. 休 日

行政機関の休日が、日曜日、毎月の第2・第4土曜日、休日法に定める休日及び12月29日から1月3日までの日となりました。ただし、本学では閉庁方式をとらないので毎月の第2・第4土曜日は休日となりません。

2. 週休2日制関係

「勤務を要しない時間の指定」が廃止され、毎4週間ごとの期間内に6日の勤務を要しない日(土曜日・日曜日)を設けることとなりました。ただし、教育公務員等で授業等に支障のある者については、従前どおりです。また、勤務を要しない日に特に勤務をさせる場合には、一定期間内において勤務を要しない日を変更できることとなりました。

3. 勤務時間関係

職員の勤務時間は、週休土曜日のある週は月～金曜日の5日間に割振り、週40時間とし、それ以外の週は月～土曜日の6日間に割振り、週44時間とし、1週間当りの勤務時間が42時間となりました。

◇訂正 (おわび)

学報 昭和63年12月1日発行 第301号

ページ	訂 正 箇 所	誤	正
6	アイルランド大使の来学	アイルランド <u>生まれ</u>	アイルランド <u>ゆかり</u>
〃	海外渡航者	<u>管井</u> 道三	<u>菅井</u> 道三



編 集	富山大学庶務部庶務課 富山市五福3190
印刷所	あけぼの企画株式会社 富山市住吉町1丁目5-18 電話 (24) 1755代